

**令和5年度農林水産業情報発信強化事業
業務委託仕様書（案）**

1 件 名

令和5年度農林水産業情報発信強化事業業務委託

2 目 的

福島県農林水産部職員を対象として、YouTube社の動画共有サービスへ投稿する動画の撮影及び動画編集ソフトによる映像素材の加工・編集に関する手法や専門的知識等の獲得及び向上を図る。

3 契約期間

契約締結日から令和6年3月29日（金）までとする。

4 委託業務内容

委託業務として、以下（1）～（2）に掲げる業務を行うこと。

（1）動画撮影手法に係る実地研修の実施

YouTube投稿用の動画撮影手法に係る実地研修を下記のとおり実施する。

おって、実施時期・期間・場所、取材内容等については、協議等により変更する場合があります。

受講者の撮影に係る機材等は福島県が準備するものとする。

実施時期：契約締結の日から令和5年9月30日

実施回数：6回

実施期間：各回1日間

受講人数：各回最大30名程度

実施場所：県北、県中、県南、会津、相双、いわきの各地方において、福島県が指定する取材先

研修内容：取材先において、人物や生産物等の被写体に対する撮影技法について指導を行う。

想定機材：カメラ（GoPro、ハンディカム）

（2）映像素材の編集に係る研修の実施

（1）で撮影した素材、もしくは用意した映像を素材とし、専用の動画編集ソフトを用いて編集方法に関する研修を下記のとおり実施する。

受講者の編集に係る機材等は福島県が準備するものとする。

実施時期：契約締結の日から令和5年9月30日

実施回数：6回

実施期間：各回1日間

※ 原則として（1）動画撮影研修の各実施回の翌日とする。

受講人数：各回最大30名程度

実施場所：県北、県中、県南、会津、相双、いわきの各地方において、福島県が指定する場所。

研修内容：指定した場所において、専用動画編集ソフトを用いて映像素材の加工・編

集技術について指導を行う。

想定機材：PC（OS-Windows10、CPU-IntelCorei5、メモリ 16GB）、VideoProcVlogger

(3) その他

その他、目的を達成するために必要な独自の施策を提案、実施すること。

5 成果品

委託契約書第 10 条第 1 項に定める成果品は、次のとおりとする。

- (1) 上記 4 の実施結果をまとめた報告書
- (2) その他、福島県が必要と判断したもの。

6 提出書類

委託契約書に定めるもののほか、福島県が必要と判断したものについて福島県の指定する日までに提出しなければならない。

7 委託業務実施における注意事項

- (1) 委託業務実施に当たっては、適宜、福島県と協議し進めること。
- (2) 本仕様書に明記されていない事項については、福島県と協議すること。
- (3) 本委託の実施中に問題、事故等が発生した場合は、直ちに福島県担当者に連絡するとともに、受託者の責任において解決を図ること。
- (4) その他、業務の遂行において実施内容等について変更があった場合や疑義が生じた場合は、福島県担当者と協議し、その指示に従うこと。

8 その他

- (1) 成果品一式の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、福島県に帰属するものとする。
- (2) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら福島県の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。

この場合、福島県は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

- (3) 本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、福島県と協議の上、定めることとする。

その他本仕様書に記載のない細部については、担当者と協議の上、その指示に従うものとする。